平成２６年（フ）第４１３号
栃木県鹿沼市幸町１丁目３番４号　秋沢アパート南８号室、住民票上の住所栃木県鹿沼市幸町１丁目３番４号　秋沢アパート
債務者　丹野　清治
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１１６号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目38番１―510号
債務者　櫛毛まゆみ
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２０６号
横浜市神奈川区神奈川１丁目４番地11　アドヴァンス303号
債務者　龍野　倫明
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２０９号
神奈川県大和市渋谷２丁目21番地１　パークサイドＡ―205
債務者　島田　義昭
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３１５号
横浜市南区山王町３丁目24番地４　コスモ吉野町駅前208
債務者　関口　　広
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４０７号
川崎市多摩区長沢３丁目９番５―104号
債務者　木戸　裕美
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４４８号
神奈川県大和市下鶴間2782番地14　プロミネンス市川ＰＡＲＴ１―205号
債務者　林　由太郎
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４８７号
神奈川県大和市柳橋１丁目10番地１　山口荘101号
債務者　佐々木智寿
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２０号
北海道旭川市神楽岡７条６丁目３番９号　コーポ神吉Ｂ105号
債務者　高橋　悦子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５９号
北海道旭川市東光14条１丁目１番５号
債務者　峯岸宇一郎
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６０号
北海道河東郡音更町宝来東町南２丁目29番地14
債務者　藤山　美雅（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２７０号
静岡県浜松市南区遠州浜４丁目14番１―306号　波５棟、申立時の住所静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8218番地の２　中村アパート202
債務者　河村　美惠
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２８５号
静岡県浜松市浜北区横須賀1362番地
債務者　杉山　直子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３２７号
静岡県浜松市中区上島３丁目７番37号　セジュール高橋102号室、前住所静岡県浜松市中区中島３丁目11―25　フェアリーコート101
債務者　坂本みゆき
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係